

差替

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
5月25日(月)参・決算委 勝部 賢志 議員(新会派)

想定4問 賭け麻雀により辞職することとなった黒川検事長について、解釈変更までして勤務延長する適格性があったといえるのか、法務大臣に問う。

〔勤務延長自体には問題はない〕

解釈変更と個別の人事とは無関係である。

解釈変更については、関係省庁との協議等の適正なプロセスを経たもの。

その上で、黒川氏の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、この勤務延長自体に問題はなかったものと考えている。

〔辞職は直接関係ない〕

他方で、黒川氏の辞職については、黒川氏が、緊急事態宣言のさなかに、金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が判明したことを契機に、本人からの辞職の申し出を承認し、辞職させたものであり、勤務延長の判断とは直接関係しないものと考えている。」

(参考) 森園幸男ほか編「逐条国家公務員法全訂版」700頁
勤務延長された職員の身分取扱いは、原則として一般
の職員のそれと同じである。(中略) 勤務延長職員が、延
長された期限内に一身上の都合により退職すること、あ
るいは分限処分又は懲戒処分によって免職されることも
当然あり得る。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】